（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第百十二条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項及び第十六条の二第一項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第百十三条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二号中「資産の譲渡等」の下に「又は特定仕入れ」を加える。

（地方法人税法の一部改正）

第百十四条　地方法人税法の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二条第十二号の七の二」を「第二条第十二号の六の七」に改め、同条第七号中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改め、同条第八号中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

第十三条第一項中「当該適格合併」を「当該単体間適格合併又は連結内適格合併」に改める。

第十六条第六項第三号中「当該適格合併」を「当該合併」に改める。

第二十六条第二項中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）と、」を削り、「又は同条第一項」を「又は地方法人税法第二十六条第一項（更正等の期間制限の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は地方法人税法第二十六条第一項」に改める。

第二十七条第一項中「第四条の二又は」を削り、「場合には」を「場合又は同法第百二十一条第一項の承認を受けていない法人が同法第二条第十六号に規定する連結申告法人に該当する場合には、これらの法人は」に改め、同条第二項中「）の規定」を「）又は同法第百二十七条第二項の規定」に、「その取消しに係る」を「同項の承認の取消しに係る」に改め、「事業年度」の下に「又は同条第二項に規定する事業年度」を加える。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百十五条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「と、」の下に「同条第三項中「事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）とあるのは「調整前事業所得税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）と、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」とあるのは「調整前事業所得税額」と、」を加える。

附則第二十二条第一項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第四十二条の五第一項、第四十二条の六第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項及び第三項及び第五項並びに第四十二条の十二並びに法人税法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項	調整前法人税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二条の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで
法人税の額の	調整前法人税額の	

附則第二十二条第一項の表第二項の項の次に次のように加える。

第三項	法人税の額	調整前法人税額

附則第二十二条第一項の表第四項の項に次のように加える。

各事業年度において法人税の額	各事業年度において調整前法人税額

附則第二十二条第一項の表第五項の項中「（第四十二条の四の二第七項」の下に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項」を加え、「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項」を「第四十二条の五第五項」に改める。

附則第二十三条第一項の表第二項の項を次のように改める。

第二項	法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第八十八条の十第二項、第三項及び第五項、第二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く	調整前連結税額（法人税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八条の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう
「調整前連結税額」という	同じ	

附則第三十三条第一項の表第五項の項中「（第六十八条の九の二第七項」の下に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条の十第五項」を加え、「第六十八条の九第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項」を「第六十八条の十第五項」に改める。

附則第六十一条第二項中「新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（附則第六十三条第二項及び第六十五条第二項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第十条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。